

五島市監査委員公表第23号

令和4年9月の例月財務監査の結果に基づく措置について、五島市教育長から別紙のとおり通知を受けたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により公表する。

令和5年11月29日

五島市監査委員 橋本平馬

五島市監査委員 荒尾正登

5 五福給第 8 8 号
令和 5 年 1 1 月 2 4 日

五島市監査委員 橋 本 平 馬 様
五島市監査委員 荒 尾 正 登 様

五島市教育委員会
教育長 村 上 富 憲

令和 4 年度例月財務監査の結果に基づく措置について

令和 4 年 1 2 月 2 3 日付け 4 五監第 6 3 4 号による令和 4 年度例月財務監査の結果に基づく指摘事項等について、次のとおり措置を講じましたので報告いたします。

記

1 指摘事項

(1) 福江学校給食センター食油濾過機の設置について

教育委員会事務局福江学校給食センター（以下「学校給食センター」という。）は、学校給食センター食油濾過機（以下「本件食油濾過機」という。）の設置について、本件食油濾過機の予定価格が 1,254,000 円で、「仕様書の記載のとおり、「型式：V-1 型濾過機 I-2S 仕様」をベースに福江給食センター調理場内の設備状況に合わせた設置をできるよう製造すること」を理由に、随意契約によることができる場合を定める地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「自治令」という。）第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の「少額随意契約」及び五島市財務規則（平成 16 年五島市規則第 43 号。以下「財務規則」という。）第 86 条の表第 1 号の「製造の請負（随意契約の限度額）130 万円」に該当するとして、県内の 2 業者から見積りを徴し、最も金額の低い者と随意契約の方法により契約を締結している。また、学校給食センターは、本件食油濾過機の設置が「製造の請負」に該当するとして契約事務をしているにもかかわらず、「調理場の設備状況に合わせて物品の製造を依頼して購入する」として請負契約ではなく物品売買契約により契約を締結している。

しかしながら、「製造」とは、新たに物品を作ることをいうのであって、物品に一定の加工を加えても、その物品の本質には変更がなく、新規なものということができない場合には、「加工」であって、「製造」ではない。」(法令用語辞典第八次改訂版、学陽書房発行)とされているから、本件食油濾過機の設置は「加工」であり、「製造」には該当しない。

したがって、本件食油濾過機の設置については、自治令第167条の2第1項第1号及び財務規則第86条の表第2号の「財産の買入れ」が適用されるものであり、随意契約の限度額80万円を超えるから、本件食油濾過機の設置契約は、競争入札の方法によらなければならないものである。

契約の締結に当たっては、自治令、財務規則及び五島市随意契約ガイドライン(平成22年3月25日付け21五財第1521号財政課長通知)にのっとり、適正な事務処理に努められたい。

また、仕様書に基づき予定価格の算出に必要な設計書が作成されていない。学校給食センターによると、設計書を作成していない理由について、「当初予算要求時の見積書で設計額を把握している」として、設計書を作成する認識がなかったとのことであるが、設計書は、契約の履行内容の確認を容易にし、確実な契約の履行の確保を図ることを目的として作成するものであり、その役割は見積者の契約の内容、要件等を知る資料で契約担任者にとっては予定価格設定並びに監査及び検査の資料等になるものであるので、必ず作成すべきである。

このことについては、令和2年度例月財務監査結果報告の令和2年4月会計伝票監査分において同様の指摘をしたところであり、その後措置を講じたにもかかわらず、再度不適正な事務処理が行われているので、五島市随意契約ガイドラインにのっとり、適正な事務処理に努められたい。

【講じた措置】

〔教育委員会学校給食センター〕

**事業実施の際に、製造・加工いずれに該当するのかを確認し、契約の種類
の精査を十分に行うとともに、設計書を作成します。**

**契約の締結に当たっては、五島市財務規則及び随意契約ガイドラインに基づき、
適正な事務処理に努めるよう全職員に指導を行いました。**